

ここでは疑わしい取引を見極めるポイントや、追加の取引時確認が必要となる取引などを解説します。

ハイリスク取引への対応

クイズ 1

預金名義人と年齢が異なるお客様が本人を装い来店したらどうするの?

本ケースにおける正しい対応は次のA~Cのうちどれでしょうか?

A



一度、取引時確認を行っていただければどんなに怪しくても取引時確認は不要。特定取引に該当するならば念のため取引時確認済みの確認を行うとよい

B



怪しいと感じたのならば、取引時確認の代わりに疑わしい取引の届出を行うことを条件に、払戻しに応じても構わない

C



なりすましのおそれもあることから、追加の取引時確認を行う。この場合、口座開設時とは異なる書類等を提示してもらい取引時確認を行うことが必要



解説&解答

取引時確認を済ませている預金名義人が高齢者であるにもかかわらず、店頭に来店し、実際に取引をしようとしているお客様が、見た目が若く高齢者ではないという場合は、年齢的に考えて、明らかに預金名義人と同一人物でないと判断できません。

あることを申し出ているのであれば、代理人取引としての手続きを行えばよいでしょう。一方で本ケースのように「自分(代理人ではなく)預金名義人本人である」と主張しているとなると対応は違ってきます。お客様(来店者)が嘘をついている(預金名義人になりすまして預金を払い戻そうとしている)可能性が高く、また仮にお客様が預金名義人本人であるとするならば、過去に確認した「取引時確認」が誤っていたということにもなりかねません。

いずれにしても、そのまま預金の支払いに応じるわけにはいきません。

疑わしい場合には再度追加の取引時確認を

このような場合、犯罪収益移転防止法(以下、犯収法)では「ハイリスク取引」として、「取引の相手方がお客様になりすましている疑いがある場合や、お客様が本人特定事項を偽っている疑いがある場合、お客様の本人特定事項について再確認することに加えて、取引を行う目的、職業や事業の内容、実質的支配者の本人特定事項の再確認を、厳格な方法により行う」と規定されており、これに従って、改めて(追加的な)取引時確認を行う必要があります。

確認を行わなければなりません。また、取引金額(預金の払戻金額)が200万円を超える場合には、200万円超の財産の移転を伴う取引として、資産や収入状況の確認を行うことも求められます。以上からAは誤り、Cが正解となります。一度取引時確認を済ませていると「取引時確認をしているから大丈夫」という考え方に陥りがちですが、常に「犯罪の可能性はないか」という視点で慎重に取引にあたる必要があります。

正解は..... C

なりすましのおそれもあることから、追加の取引時確認を行う。この場合、口座開設時とは異なる書類等を提示してもらい取引時確認を行うことが必要



対応のポイント

- 来店者が預金名義人になりすまししているような場合、ハイリスク取引となり、改めて取引時確認が必要に
- 当初用いた本人確認書類以外の公的書類を提示してもらうなどして本人特定事項を確認しなければならぬ

ハイリスク取引に該当する場合の取引時確認(本人特定事項の確認)については、当初用いた本人確認書類とは異なる本人確認書類または補完書類の提示または送付を受ける方法により

また、本ケースの場合、「疑わしい取引の届出」も必要となりますが、「疑わしい取引の届出」(届出をすること)と、預金の払戻しの可否とは直接関係はなく、「疑わしい取引の届出」を出せば、預金の払戻しに応じてよいということにはなりません。したがって、Bも誤りとなります。